

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.351

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2022年2月2日



生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会

## オンライン診療評価を公益裁定 — 中医協総会 —

### 公開可

#### ◎オンライン診療に関する評価について公益裁定 中医協総会

1月26日に中医協総会が開催され、令和4年度診療報酬改定の個別改定項目（短冊）が示され、基本的視点の「Ⅰの全項目」と「Ⅲの1～3」について議論した。「Ⅰ-3-③重症度、医療・看護必要度の評価項目及び施設基準の見直し」と「Ⅲ-2-①②③のオンライン診療に係る算定要件、施設基準及び点数水準」について、保険者側と診療側の意見が分かれ、公益裁定となった。重症度、医療・看護必要度の測定については、「点滴同時3本の管理を注射薬剤3種類以上の管理へ変更」「心電図モニターの管理」と「衣服の着脱」の削除および「骨の手術の算定日数の変更」を求める保険者側に対し、診療側は、コロナ禍において急性期医療の厳格化を行い機能分化を強行することは地域医療の崩壊につながると反対の意見を述べた。そのため、公益裁定となり、「点滴同時3本の管理を注射薬剤3種類以上の管理へ変更」「心電図モニターの管理の削除」「輸血や血液製剤の管理を2点へ変更」とする内容になった。また、急性期一般入院基本料5と6を1本化すること、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合については、200床未満の医療機関の基準を設けること、そして各該当患者割合の基準等が示された。本総会で議論した個別改定項目および公益裁定の結果について承認された。（執筆：吉川常任理事）

\*個別改定項目(短冊)および公益裁定結果については下記参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00136.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00136.html)

#### ◎オンライン資格確認の導入など議論 医療保険部会

1月27日に医療保険部会が開催され、「オンライン資格確認等システム」「電子処方箋」「令和4年度予算案の主な事項」「新経済・財政再生計画改革工程表2021」について議論した。オンライン資格確認システムの運用を開始している施設が約11%に留まっていることから、導入の加速化に向けた取り組み・支援として、①日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会における「オンライン資格確認推進協議会」の設置②診療報酬による評価③システム事業者による「システム事業者導入促進協議会」の設置などが示された。これらの対策について、委員より、更なる広報を求める意見や医療機関での導入を促進するためにはランニングコストまで賄える診療報酬上の評価が必要などの意見が出た。電子処方箋の導入については、令和5年1月からの運用開

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール [koho@nurse.or.jp](mailto:koho@nurse.or.jp) ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

始に向け、導入の意義、医療法など法改正に向けた検討事項の説明と共に、導入の費用負担について、すべての被保険者が公平に負担する仕組みとする考え方が示された。委員からは、電子処方箋の導入には賛同するものの、電子処方箋導入の受益者は患者だけではなく、薬局や医療機関等にもコスト削減などのメリットがあるため、患者のみに求める事務局案に対して複数委員が疑問を呈した。事務局は、受益者である医療機関や薬局も、システム改修等の負担を負っていることなどを説明した。(執筆：吉川常任理事)

## ◎看護補助者の活用に係る体制整備の評価など議論 中医協総会

1月28日に中医協総会が開催され、前回に引き続き令和4年度診療報酬改定の個別改定項目、基本的視点の「Ⅱ」「Ⅲの4～6」「Ⅳ」について議論した。「Ⅱ-4-⑤看護補助者の更なる活用に係る評価の新設」について、保険者側委員から、研修体制を確立し質担保が確立した上で評価すべきで時期尚早であること、研修内容が不明確であるため説明を求める意見などが出た。吉川常任理事から、①看護補助者の質向上と、勤務を継続するためには研修の充実と仕事に見合った報酬評価が必要なことは調査結果から明確になっていること②平成25年に日本看護協会から看護補助者の研修プログラムを掲載した看護管理者研修テキストなどを発出し活用されていること③現在さらに活用しやすい研修プログラムを準備していること④すでに急性期補助体制加算を算定する医療機関では研修が要件化され、研修内容も明記され実施していることを説明。その上で、質の高い看護補助者の育成と、定着は待ったなしの状況であるため、今回の改定で評価をお願いしたいと述べた。診療側委員の池端委員も、同様の意見を述べた。事務局から本評価は、看護職員の負担軽減に向けたタスクシフト・シェア推進のため、研修を修了した看護管理者の配置や一緒に働く看護師への業務移譲に係る研修、業務マニュアル作成等を想定していると説明があった。保険者側委員は、一定の理解をするものの、評価は抑えた形でと意見した。(執筆：吉川常任理事)

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。